

環境点検サービス契約条項

- | | |
|-----|--|
| | <p>契約目的、環境点検サービス</p> <p>弊社製品の契約目的は、弊社の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。</p> |
| 1. | <p>株式会社本デジタル研究所（以下「乙」という）は、環境点検サービス契約（以下「本契約」という）にしたがって、日本国内に設置されている本契約記載のハードウェア製品に対し、保守サービスを提供する。お客様（以下「甲」という）は、本契約にしたがって、本契約記載のハードウェア製品を良好な稼働状態に維持または修復するため、乙の保守サービスを利用することができる。なお、ハードウェア製品とは、本契約記載のハードウェア製品本体及び設置機部の仕様の機能を意味し、消耗品及びアクセサリを含まない。以下本契約において同様とする。</p> |
| 3. | <p>甲は、本契約にしたがって、ネットワーク環境を良好な稼働状態に維持または修復するため、乙の保守サービスを利用することができる。なお、ネットワーク環境とは、日本国内に設置されている乙が指定する複数のコンピュータにおいて、乙のソフトウェア製品によるデータを相互にやりとりする接続環境を意味する。以下本契約において同様とする。</p> |
| 4. | <p>ハードウェア製品の本体について本契約を締結しない場合は、乙の指定するＬＰを除き、付属する周辺機器のみについて本契約を締結することはできない。更に、甲の要求により、ハードウェア製品のシステムの仕様が変更される製品、乙が指定する場合を除いて、当該仕様変更部分には本契約を適用しない。</p> |
| 第2条 | <p>契約の種類</p> |
| 1. | <p>ハードウェア製品及びネットワーク環境に対する保守サービスは、本契約記載の契約の種類毎に、次の定めに従って提供される。なお、ＰＣＬＡＮソフトウェア製品については、サーバーと乙社製ワークステーションにＡ２契約が提供され、乙社製ＰＣや他社製ＰＣには本契約は提供されない。本契約は、準委任契約とします。</p> |
| | <p>Ａ２契約</p> |
| | <p>① 年２回の定期的な予防点検。</p> |
| | <p>② 故障等が生じ、甲から要請があった場合の非定期的な修理及び調整。</p> |
| | <p>③ 乙が別途定めるハードウェア製品の利用環境に対するサービス。</p> |
| | <p>④ ネットワーク環境にトラブルが生じ、甲から要請があった場合の乙の訪問によるトラブル発生原因の診断調査、原因の切り分けサービス。</p> |
| | <p>⑤ ネットワーク環境にトラブルが生じ、甲から要請があった場合の乙の訪問による乙が可能と判断したネットワーク環境に関する再接続、再設定サービス。</p> |
| | <p>Ａ１契約</p> |
| | <p>① 年１回の定期的な予防点検。</p> |
| | <p>② 故障等が生じ、甲から要請があった場合の非定期的な修理及び調整。</p> |
| | <p>③ 乙が別途定めるハードウェア製品のシステムの利用環境に対するサービス。</p> |
| | <p>④ ネットワーク環境にトラブルが生じ、甲から要請があった場合の乙の訪問によるトラブル発生原因の診断調査、原因の切り分けサービス。</p> |
| | <p>⑤ ネットワーク環境にトラブルが生じ、甲から要請があった場合の乙の訪問による乙が可能と判断したネットワーク環境に関する再接続、再設定サービス。</p> |
| | <p>Ｂ契約</p> |
| | <p>① 故障等が生じ、甲から要請があった場合の非定期的な修理及び調整。</p> |
| | <p>② ネットワーク環境にトラブルが生じ、甲から要請があった場合の乙の訪問によるトラブル発生原因の診断調査、原因の切り分けサービス。</p> |
| | <p>③ ネットワーク環境にトラブルが生じ、甲から要請があった場合の乙の訪問による乙が可能と判断したネットワーク環境に関する再接続、再設定サービス。</p> |
| | <p>Ｃ契約</p> |
| | <p>① 故障等が生じ、甲から要請があった場合の非定期的な修理及び調整。</p> |
| | <p>② 修理及び調整は、乙の指定する最寄りの営業所または乙の技術センターにて行われ、甲による持込または輸送を原則とする。</p> |
| | <p>③ 輸送料金は相互負担とし、往路は甲、復路は乙が負担する。</p> |
| 2. | <p>保守サービスにより交換された旧部品または装置の所有権は、乙に帰属するものとする。</p> |
| 第3条 | <p>サービスの提供時間</p> |
| | <p>サービスの提供時間は、原則として午前９時から午後５時までとする。但し、土曜日、日曜日、祝祭日その他乙の定める休業日は除く。</p> |
| 第4条 | <p>サービスの制限事項</p> |
| | <p>本契約第２条１項により提供されるハードウェア製品及びネットワーク環境に対する保守サービスには、次の各号に定めるサービスは含まれない。但し、甲の要求に基づき乙が提供可能と判断した場合には、別途定める金額にて提供することができる。</p> |
| | <p>① 天災地変、戦争、事故等通常使用では起こりえない原因により生じたハードウェア製品の修理、調整、ネットワーク環境のトラブルに対するトラブル発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。</p> |
| | <p>② または乙の指定業者以外の方によって提供されたサービスを原因として生じたハードウェア製品の修理、調整、ネットワーク環境のトラブルに対するトラブル発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。</p> |
| | <p>③ 乙の指定しない他社製周辺機器を原因として生じたハードウェア製品の修理、調整、ネットワーク環境のトラブルに対するトラブル発生原因の診断調査、技術的原因の切り分け、再接続、再設定サービス。</p> |
| | <p>④ ハードウェア製品やネットワーク環境に接続されている他社製周辺機器に対する修理及び調整。</p> |
| | <p>⑤ ネットワーク環境に接続されている他社製ＰＣと乙社製ＰＣのハードウェアに対する一切の作業及び当該他社製ＰＣを原因として生じたトラブルに対する一切の作業。</p> |
| | <p>⑥ ハードウェア製品やネットワーク環境の搬入・設置・移転・撤去の作業。</p> |
| | <p>⑦ ハードウェア製品やネットワーク環境に関する電源、配線工事、オーバーホールまたはこれに準ずる作業。</p> |
| | <p>⑧ データの修復及びコンバート作業。</p> |
| | <p>⑨ 消耗品やアクセサリの提供並びに修理及び調整。</p> |
| | <p>⑩ コンピュータウィルス等の感染により生じたハードウェア製品やネットワーク環境の修理、修復及び調整並びに外観を著しく損なったハードウェア製品の修復。</p> |
| | <p>⑪ インターネットの接続環境の設定、接続並びにトラブル発生原因の診断調査、原因の切り分け、再接続、再設定サービス。</p> |
| | <p>⑫ 甲の要求により、乙がハードウェア製品もしくはネットワーク環境の仕様を変更した場合の当該仕様変更部分。</p> |
| | <p>⑬ その他本契約第２条に示すサービスの範囲外での作業。</p> |
| 第5条 | <p>定期点検等</p> |
| 1. | <p>乙は、第２条第１項のＡ２契約及びＡ１契約に定めるハードウェア製品に関する定期的な予防点検（以下「定期点検」という）等を実施するにあたり、以下の各号に従う。</p> |
| | |

- 第17条

個人情報

個人情報の利用目的の明示
- 乙は、本契約記載の甲の個人情報

乙は、本契約記載の甲の個人情報

乙は、本契約記載の甲の個人情報
- ① 甲の個人情報

甲の個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等乙の営む事業に関する製品、商品、サービス等の甲への提供のほか、これらに付帯関連するサービスの提供等乙の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用される。

② 甲の個人情報

甲の個人情報は、航空運送事業を営む乙の連結対象会社に関するサービスを乙から甲に提供するために収集し利用される。

③ 乙は、甲の個人情報

乙は、甲の個人情報をDM等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがある。また、修理、配送及び郵便物の発送等乙の業務の一部を外部の業者に委託することがある。

④ 甲の個人情報

甲の個人情報は、甲の事前の同意がある場合に限り、甲が事前に同意された第三者へ、第三者提供される。
- 第18条

個人番号

個人番号の取扱
1. 本契約第1条及び第2条に定める保守契約並びに第13条及び第14条に記載するユースウェアの利用契約は、甲がデータを適切に取り扱えるようハードウェア製品・ソフトウェア製品・ネットワーク環境によって構成されるシステムに対し、保守やユースウェアを提供することを契約内容としており、ハードウェア製品・ソフトウェア製品・ネットワーク環境で利用されるデータ自体は保守やユースウェアの対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態で保守サービスやユースウェアサービスが提供される。

2. 乙はWebオペレーションサポートを提供する。Webオペレーションサポートとは、必要に応じて甲からその都度個別の要請があった場合に、乙の担当営業所またはサポートセンターに接続してコンピュータ画面を乙に公開し、コンピュータやソフトウェアのシステムについて操作説明等のサポートを受けることを内容としたサポートであり、コンピュータやソフトウェアで利用するデータ自体はサポートの対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態でWebオペレーションサポートが提供される。

3. 乙はセンター接続のサービスを提供する。センター接続のサービスとは、甲の障害発生時に乙の要請があり甲がその都度個別の承諾をした場合、乙の担当部署に接続してコンピュータ画面を乙に公開し、コンピュータやソフトウェアのシステムについてサポートを受けることを内容としたサービスであり、コンピュータやソフトウェアで利用するデータ自体はサポートの対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態でセンター接続のサービスが提供される。

4. 甲は、リモートメンテナンスサービスによる本項第2号乃至第6号に定める情報の自動収集送信を予め承諾の上、本契約を締結するものとする。リモートメンテナンスサービスとは、甲におけるハードウェア製品及びソフトウェア製品の常時安定運用を目的として、本項第2号乃至第6号に定める情報が定期的に状況によっては不定期にインターネットを通して自動収集されて乙に送信され、乙が解析や原因調査を行い異常を認めた場合は速やかに甲に通知するサービスとする。なお、リモートメンテナンスサービスは、障害等の完全な原因説明まで保証するものではない。また、リモートメンテナンスサービスの自動収集送信では、スタートメニューに登録されているプログラム名を除き、甲のプライバシーに関する情報（ウェブサイトのアクセスログや閲覧履歴、検索履歴など）は送信されないものとし、障害発生時に甲乙協議が必要と判断した情報を甲が手動で送信する場合は、甲のプライバシーに関する情報が含まれることがあるものとする。また、リモートメンテナンスサービスによって収集された情報は、最長でも、送信から1年を限度として消去されるものとする

① リモートメンテナンスサービスは、ハードウェア製品やソフトウェア製品のシステムに関する情報の収集送信を契約内容としており、ハードウェア製品やソフトウェア製品で利用するデータ自体は収集送信の対象としていない。そのため、乙は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、乙は取り扱うことができない状態でリモートメンテナンスサービスが提供される。

② エラーログに関する情報

内容はイベントを記載したログ（正常なログも含まれます）、エラーレポートとする。

③ ネットワーク構成に関する情報

内容はネットワーク設定情報、ネットワークに関するログとする。

④ ソフトウェアに関する情報

内容はドライバとシステムの情報、バージョン情報、JDLインストールログ、JDLソフトウェアライセンスの情報、システム・アプリケーションの設定情報、スタートメニューに登録されているプログラム情報とする。

⑤ ハードウェアに関する情報

内容はインストールされているデバイスやコンポーネントの情報、診断ログ、デバイス監視ログとする。

⑥ セキュリティに関する情報

内容はウイルス対策ソフトに関する情報、システムへのログイン情報、アクセスログ情報、フィルタログ、ネットワーク接続やシステム認証のセキュリティ情報とする。
- 第19条

反社会的勢力

反社会的勢力の排除等
1. 本契約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

2. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約します。

① 自己又は自己の役員（名称を問わず経営に実質的に関与している者をいいます）若しくは自己の社員が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。

② 反社会的勢力が実質的に経営を支配していること。

③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること。

⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自己若しくは自己の社員又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約します。

① 暴力的な要求行為。

② 法的な責任を超えた不当な要求行為。

③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

⑤ その他前各号に準ずる行為。

4. 甲又は乙が前2項に違反した場合、相手方は何らの催告を要しないで、本契約を解除することができるものとします。

5. 前項の場合、解除された者は解除により生じる損害について、解除を行なった者に対し一切の請求を行なわず、解除を行なった者は何らの賠償責任を負わないものとします。また、解除を行なった者は、解除により生じる損害について、解除された者に対し賠償を請求できるものとします。
- 第20条

合意管轄

合意管轄
- 本契約に関連、付随して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。